# 重要事項説明書

当事

広島県指定　第　　号

当事業所は契約者に対して指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目　　次


1. 事業者の概要
2. 事業者の概要
3. 事業者の特色等
4. サービスの内容
5. 費用
6. サービスの内容に関する苦情・相談
7. 緊急時における対処方法
8. 事故発生時の対応
9. 損害賠償
10. 緊急時訪問看護体制
11. 利用者及びその家族に関する秘密の把持について
12. 契約の終了について
13. 人権擁護・虐待防止等
14. サービス利用にあたっての留意事項

1，　事業者（法人）の概要

（1）法人格　　株式会社オムエル

（2）代表者氏名　　代表取締役　黒本　正雄

（3）設立年月日　　2001 年 10 月 1 日

（4）定款の目的に定めた事業　訪問看護を行う業務を目的とする。

2，　事業所の概要

（1）　事業所名称及び事業者番号

① 事業所名　　オムエル訪問看護ステーション

② 所在地　　広島県廿日市市佐方 2 丁目 11-18

③ 連絡先　　TEL　0829-30-6116

FAX　0829-30-3022

（2）事業者番号　　指定　第

（3）管　理　者　　吉本　凡

（4）事業所の職員体制

| 従業者の職種 | | 人数（人） | 区分 | | 職務の内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 常勤（人） | 非常勤（人） | |
| 管理者 | | 1 | 1 | | 管理業務・訪問看護 |
| 訪問看護 | 看護師 | 2 | 2 | | 訪問看護 |
| | 准看護師 | 1 | 1 | | 訪問看護 |
| | 理学療法士 | 2 | 2 | | リハビリテーション |
| | 作業療法士 | 1 | | | リハビリテーション |

（1）　事業者の実施区域

| | |
|---|---|
| 事業の実施区域 | 廿日市市(旧宮島町、旧佐伯町、旧吉和村を除く)、広島市佐伯区(旧湯来町を除く) |

※実施区間外の場合は、別途交通費を請求いたします。

（2） 営業日・営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日<br>（土・日、12/31~1/3 休み） |
| 営業時間 | ８：３０～１７：３０ |

3，事業所の特色等

（1） 事業の目的

利用者の心身の状況をふまえ、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、利用者や家族がQOL（生活の質）を高められるように、訪問看護サービスの提供を行うことを目的とします。

（2） 運営方針

事業の実施にあたっては、介護保険制度等の趣旨に従い、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の医療・保健・福祉サービスとの密接な連携を保ち総合的なサービスの提供に努めます。

4，サービス内容

在宅で療養される方が安心して療養生活が送れるように、主治医の指示に基づいて、当事業所の看護職員が定期的に訪問し、在宅療養の援助を行います。

① 療養上の世話
呼吸・体温・脈拍・血圧などの健康チェック
入浴・清拭・洗髪・食事や排泄の介助など

② 診療の補助や、医師の指示による医療処置や医療機器の管理
服薬指導や管理、床ずれの予防や管理、痰の吸入
点滴・栄養チューブ・カテーテル・在宅酸素の管理

③ 環境整備や家族への支援
家族への介護・看護方法のアドバイス
環境整備についての相談　家族の健康相談

④ 日常リハビリテーション看護・介護（寝たきり予防・手足の運動など）

⑤ 認知症の看護・介護

⑥ 終末期（終生期）看護

5，費用

（1） 介護保険給付対象サービス

介護保険の適応がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割から３割が利用者の負担額となります。負担割合につきましては、市町から交付された負担割合証をご確認下さい。

（2） 医療保険給付対象サービス

お持ちの医療保険に応じた負担割合（１割～３割）での利用となります。高額療養費制度の申請につきましては介護支援専門員にご相談下さい。

医療保険対象の訪問看護

| | | | |
|---|---|---|---|
| 訪問看護基本療養費（１） | １回 | １日～３日目 | ４日目以降 |
| | | ５，５５０円 | ６，５５０円 |
| 訪問看護基本療養費（Ⅱ） | 同一建物内の複数（３人以上）の利用者に同一日訪問した場合 | ２，７８０円 | ３，２８０円 |
| 訪問看護基本療養費（Ⅲ） | 在宅療養に備えた外泊時（入院中に１回、厚生労働大臣が定める疾病の場合は２回） | ８，５００円 | ― |
| 精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） | 週３回まで | ５，５００円 | ― |
| 難病等複数回訪問加算 | １日に複数回の訪問を行った場合の加算 | ２回/日<br>３回/日 | ４，５００円<br>８，０００円 |
| 訪問看護管理療養費 | 訪問看護における基準をみたし厚生局への届け出を行っているステーションへの評価加算 | ７，４４０円/月<br>月１回月の初日に算定 | ３，０００円/回<br>月の２回目以降に算定 |
| 複数名訪問看護加算 | 厚生労働大臣が定める疾病、特別な管理を要する状態であり複数名での訪問看護を要する場合 | ４，５００円/（看護師・週１回） | ３，０００円/回<br>看護補助者等・週３回まで） |
| 緊急訪問看護加算 | 本人・家族の要請を受け主治医へ報告し訪問した場合 | １日につき | ２，６５０円 |
| 長時間訪問看護加算 | 特別な管理など９０分を超える訪問看護を実施した場合 | 週１回 | ５，２００円 |
| 特別管理加算 | 特別な管理がいる方 | ５，０００円/月（＊１）<br>２，５００円/月（＊２） | |
| ターミナルケア療養費 | 終末期の看護を行った場合の加算 | ２５，０００円 | |
| 夜間・早朝加算 | ６時～８時、１８時～２２時 | ２，１００円/日 | |
| 深夜加算 | ２２時～６時 | ４，２００円/日 | |
| 緊急時対応体制加算 | 連絡・相談及び緊急時訪問が行える体制に関する加算 | ６，４００円/月 | |
| 訪問看護情報提供療養費 | 市町村、医療機関等への情報提供をした場合 | １，５００円/回 | |
| 退院時共同指導加算 | 退院前療養生活への移行に関する情報共有を医療従事者含め行った場合算定 | ８，０００円/初回訪問時（特別な管理を要する方の場合２回算定することもあります） | |
| 退院時支援指導加算 | 退院当日主治医より訪問看護指示があり療養上必要な指導を行った場合算定 | ６，０００円/退院日翌日以降の初日に算定 | |

| | | |
|---|---|---|
| 特別管理指導加算 | 特別な管理加算対象者へ退院時共同指導を行った場合 | ２，０００円/退院時共同指導算定時 |

＊１　悪性腫瘍麻薬疼痛注射管理・気管カニューレ・留置カテーテル　等の方

＊２　在宅酸素・中心静脈栄養・人工肛門・点滴管理を３日以上要する　等の方

介護保険対象の訪問看護（介護保険サービスプランに準じて）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 看護職員 | ２０分未満 | ３１４単位 | 夜間３９３単位 | 深夜４７０単位 |
| | ３０分未満 | ４７１単位 | 夜間５８９単位 | 深夜７０７単位 |
| | ３０分以上<br>１時間未満 | ８２３単位 | 夜間<br>１０２９単位 | 深夜<br>１２３５単位 |
| | １時間以上<br>１時間３０分未満 | １１２８単位 | 夜間<br>１４１０単位 | 深夜<br>１６９２単位 |
| 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 | ２０分以上 | ２９４単位（１回） | | |
| | ４０分以上 | ５８８単位（２９４単位×２回） | | |
| | ６０分以上 | 795 単位（294 単位×９０/１００×３回） | | |

介護保険対象の介護予防訪問看護（介護保険サービスプランに準じて）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 看護職員 | ２０分未満 | ３０３単位 | 夜間３７９単位 | 深夜４５５単位 |
| | ３０分未満 | ４５１単位 | 夜間５６４単位 | 深夜６７７単位 |
| | ３０分以上<br>１時間未満 | ７９４単位 | 夜間<br>９９３単位 | 深夜<br>１１９１単位 |
| | １時間以上<br>１時間３０分未満 | １０９０単位 | 夜間<br>１３６３単位 | 深夜<br>１６３５単位 |
| 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 | ２０分以上 | ２８４単位（１回） | | |
| | ４０分以上 | ５６８単位（２８４単位×２回） | | |
| | ６０分以上 | ４２６単位（２８４単位×５０/１００×３回） | | |

＊原爆医療をお持ちの方は、自己負担はありません。

＊重度医療（広島市）をお持ちの方は、介護サービス費の１割助成があります。

※理学療法士等の訪問は、訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに行う訪問です。理学療法士等の訪問のみの方にも概ね３ヶ月に１回看護職員が同行訪問し、看護職員と理学療法士双方の視点から快適な生活ができるように支援いたします。

※理学療法士、作業療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合１回につき-8 単位

介護保険対象の加算等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 緊急時訪問看護加算 | 連絡・相談又は緊急時訪問<br>が行える体制に関する加算 | ６００単位 | 月に１回 |
| 特別管理加算 | 悪性腫瘍、気管カニューレ、留置カテーテル等の方 | ５００単位 | 月に１回 |
| | 在宅酸素・中心静脈栄養・人工肛門<br>点滴管理を３日以上要する等の方 | ２５０単位 | |
| 長時間訪問看護加算 | １時間３０分以上のサービス<br>（特別管理加算対象者のみ） | ３００単位 | １回につき |
| ターミナルケア加算 | 終末期の看護を行った場合の加算 | ２５００単位 | 死亡月 |
| 複数名訪問加算 | １名対応が困難な場合<br>（看護師同行） | ３０分未満/２５４単位<br>３０分以上/４０２単位 | １回につき |
| ※看護体制強化加算 | 中重度の要介護者への対応について<br>体制を強化している | ２００・５５０単位 | 月に１回 |
| ※サービス提供体制加算 | 人員やサービス提供などの面で一定<br>の基準を満たした事業所体制 | ６単位 | １回につき |
| 退院時共同指導加算 | 退院前療養生活への移行に関する<br>情報共有を医療従事者含め行った<br>場合算定 | ６００単位（特別な管理<br>を要する方は２回算定す<br>る事もあります） | 退院後初日<br>訪問看護の<br>際 |
| 初回加算 | 訪問看護計画書を作成<br>初回利用時、２ヶ月以上利用提供さ<br>れていない場合、要支援から要介護<br>への利用移行時加算 | **加算Ⅰ**.350 単位　退院日<br>に初回訪問した場合<br>**加算Ⅱ**.300 単位　退院日<br>翌日以降に訪問した場合 | 初回利用時 |
| 介護職員等処遇改善加算 | 総報酬単位数/月×1.8% | | |

上記の金額は、介護保険適用の場合の金額です。当事業所は、１単位１０.２１円として計算されます。

| | |
|---|---|
| ※特別訪問看護指示書 | 急性増悪等により主治医が認めた場合で、１４日間に限り医療保険対象になる。<br>（特別な管理を要する状態が重度の方に限り、２回/月　医療保険対応） |

＊指定訪問看護サービスの提供を夜間(18 時から 22 時)又は早朝（6 時から 8 時）に行った場合は１回につき２５％、深夜（22 時から 6 時）に行った場合は１回につき５０％を所定単位数に加算します。

＊准看護師による訪問看護サービス及び介護予防サービスの提供については、所定単位数に９０％を乗じて減額します。

（３）交通費

| | | |
|---|---|---|
| 交通費 | 介護保険は算定に含まれています（※実施区間外の場合は、別途交通費を請求いたします）<br>医療保険の方は含まれていませんので自費請求となります。 | １㎞当たり<br>３０円 |

| | | |
|---|---|---|
| 超過訪問利用料金 | 訪問時間 90 分超えた場合 | 5000 円/<br>30 分ごと |

（４）その他の費用

| | | |
|---|---|---|
| ご遺体ケア料 | 死後の処置料 | １５，０００円 |

＊医療保険、介護保険適応外の自費請求となります。

（５）キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をいただきます。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

| | |
|---|---|
| 利用日の２日前までに連絡があった場合 | 無料 |
| 利用日の前日に連絡があった場合 | 利用料自己負担部分の５０％ |
| 利用日の前日までに連絡がなかった場合 | 利用料自己負担部分の１００％ |

（６）請求書の発行

請求書は、毎月のサービス利用料を月末に集計し、翌月中旬に手渡し又は、郵送で送付します。

（７）利用料のお支払方法

お支払いは、口座振り込みまたは口座振替をご利用してください。

＊口座振替の場合は、翌月の６日の引き落としとなります。

＊口座振り込みの場合の手数料は、利用者の負担となります。

６，サービス内容に関する苦情・相談

サービス内容に関する苦情・相談は以下の窓口で受付けます。

| | |
|---|---|
| 当事業所相談窓口 | オムエル訪問看護ステーション<br>苦情解決責任者　　代表取締役：黒本　正雄<br>苦情受付担当者　　管理者：吉本　凡<br>ご利用時間：８：３０～１７：３０<br>ご利用方法：TEL（０８２９－３０－３３３１） |

＊廿日市市高齢介護課　0829-30-9196　　＊広島県国保連合会　082-554-0783

＊広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　082-504-2183

７，緊急時等における対処方法

サービス提供中に症状の急変があった場合は、速やかに利用者の主治医、連絡先（家族等）、居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

８，事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町、介護支援専門員、利用者の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

９，損害賠償

当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者に対して賠償するべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書第２０条に基づき、加入保険により賠償をいたします。

１０，緊急時訪問看護体制

居宅介護支援計画（ケアプラン）にない緊急時訪問を必要に応じて行う場合もあります。なお、点滴等の医療行為には医師の診断と指示に従った上で実施することとします。

１１，利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書第１４条）

事業所及び事業所の使用をするものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

１２，契約の終了について（契約書第１５～１７条）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

① 要介護認定により、利用者の心身の状態が自立と判断された場合
② 利用者の契約解除の申し出があった場合
③ 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
④ 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
⑤ 利用者が死亡した場合

１３，人権擁護、虐待防止等

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

（１）虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
（２）利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止の為に必要な措置
（４）虐待防止に関する担当者を選定

| | |
|---|---|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理者：吉本　凡 |

事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１４，サービス利用にあたっての留意事項

●サービス利用の際には、医療保険証・介護保険証を提示してください。
●サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にはご留意下さい。
①看護職員等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いはいたしかねますので、予め了承して下さい。
②看護職員等に対する贈り物等はご遠慮下さい。

●契約者及び家族との信頼関係をもとに、安心・安全な環境で質の高いサービスを提供できるように以下の行為は禁止させていただきます。禁止行為があった場合、契約書第１６条に示している通り、契約を解除させていただくこともあります。

〈サービス事業者への禁止行為例〉

○暴力又は乱暴な言動

○セクシャルハラスメント

○モラルハラスメント（道徳的に問題となる言動、態度）

○カスタマーハラスメント

○その他行為

・従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く

・ストーカー行為

・従業者が恐怖を感じる行為など

付　則

この規定は、2024年2月1日より施行する。

2024年6月1日改正

2026年6月1日改定